

## 敦賀市公告第23号

敦賀市新庁舎議場等会議システム設置工事について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年6月5日

敦賀市長 渕上 隆信

### 1 目的

敦賀市新庁舎における議場や委員会室等の諸室に、音響設備や映像設備を始めとする会議システムを導入することで、議会運営の効率性や確実性を確保し、また、議会情報の公開の促進及び充実を図り、さらに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく、開かれた議会を実現するため、「公募型プロポーザル方式」により業者選定を行うものである。

### 2 工事概要

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 工 事 名   | 敦賀市新庁舎議場等会議システム設置工事         |
| (2) 工 事 内 容 | 別紙仕様書のとおり                   |
| (3) 工 事 場 所 | 敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所新庁舎      |
| (4) 工 期     | 契約締結の日から令和3年3月31日まで         |
| (5) 提案上限額   | 92,468,200円（消費税及び地方消費税を含む。） |

### 3 選定方式・応募資格

公募型プロポーザル方式により選定し、応募資格は次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 平成31・32年度敦賀市入札参加資格者名簿に電気通信工事で登録された者。
- (2) 福井県内に主たる営業所又は契約できる営業所を有する者。
- (3) 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者をこの工事に専任で配置できる者。
- (4) 本工事に関係する機器及びシステム等の技術的内容を熟知し、市と円滑に協議が可能な知識及び能力を有する技術者を配置できる者。
- (5) システム障害等があった場合、迅速に対応できるサポート体制が整えられる者。
- (6) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成

11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

(9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

(10) 応募する法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例(平成23年敦賀市条例第14号)に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(11) 提案する会議システムが他自治体議会又は地方公共団体において導入実績を有すること。

(12) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができる者であること。

#### 4 実施要項、仕様書等

敦賀市のホームページからダウンロード

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

市政情報>市庁舎建設関連情報>新庁舎議場システムプロポーザル

(「議場システムプロポーザル」で検索)

※ダウンロードできない場合、担当部局に問い合わせをすること

#### 5 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり。

内 容	スケジュール
公告	令和2年6月5日(金)
実施要項等の配布	令和2年6月5日(金)から 7月6日(月)午後5時まで
質問書の受付	令和2年6月5日(金)から 6月17日(水)午後5時まで
質問回答書の公表	随時行う。 令和2年6月24日(水)までにすべての回答を公表する。
応募申込書等の受付	令和2年6月5日(金)から 7月6日(月)午後5時まで
企画提案書の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和2年7月下旬(予定)
審査結果の発表	令和2年7月下旬(予定)

見積徴収	令和2年7月下旬（予定）
契約締結	令和2年7月下旬（予定）
新庁舎竣工	令和3年3月末（予定）
新庁舎供用開始	令和3年5月（予定）

## 6 支払条件

前金払については、敦賀市公共工事の前金払取扱要綱に基づき請負金額の100分の40以内の額とする。

## 7 担当部局

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市総務部契約管理課新庁舎整備室

電話 0770-22-8195

FAX 0770-22-8262

メール keiyaku@ton21.ne.jp

## 8 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要項及び仕様書による。